

JA土佐あきの組織・事業と、公正取引員会・規制改革推進会議による 告発について

1. JA土佐あきの組織と事業

- ・ 農協発足以前から、地域では共同で出荷・販売を行う園芸組合が多数存在
- ・ 昭和45年頃、JA安芸市管内の13の園芸組合が、支部園芸部としてJA安芸市と統合
- ・ 平成10年、JA安芸市を含む12JAは、平成10年10月に合併し、JA土佐あきを発足。それぞれのJAの支部園芸部は、JA土佐あきの支部園芸部に移行
- ・ 平成31年、JA土佐あきを含む12JAは、平成31年1月に合併、JA高知県を発足

2. JA土佐あき管内及びその周辺地域におけるナスの取引の状況

- ・ 平成23年12月から平成26年11月までの3年間のナスの都道府県別出荷重量は、高知県が毎年全国1位で、その大部分はJA土佐あき管内から出荷（管内のナス販売金額のうち4割超がJA土佐あきの取り扱い）

3. 規制改革推進会議の動き

- ・ 平成28年2月25日、規制改革推進会議の委員からJAに対する独占禁止法の適用について意見が出された
- ・ 平成28年3月30日、規制改革推進会議・農業WGに公正取引委員会が出席し、「情報提供窓口」と「農業分野タスクフォース」の設置を提起

4. 改正農協法を施行(平成28年4月1日)

- ・ 「農協は、組合員に事業利用を強制してはならない」との法規定が新設された（改正農協法10条の2）
- ・ また、その時の改正で、JA全中は、農協法から除外され、一般社団法人へ組織転換することとなった

5. 公正取引委員会が「情報提供窓口」・「農業分野タスクフォース」を設置

- ・ 平成28年4月15日、農業分野における独占禁止法違反行為に係る「情報提供窓口」が設置され、JAに対する監視体制が強化された
- ・ 違反被疑行為への調査を集中的に行い、是正措置を実施する機関（農業分野タスクフォース）が設置された

6. 規制改革推進会議・農業WGが「農協改革に関する意見」を表明

- ・ 平成28年11月11日、「農協改革に関する意見」として、「農業者に農協利用を強制することについては、独占禁止法の不公正な取引方法であり、農協法の中でも禁止規定が明記されたところであるので、公正取引委員会と農林水産省が連携を取って、徹底して取り締まるべきである」と表明

7. 公取の新しい組織(農業分野タスクフォース)によるJA土佐あきに対する排除措置命令

- ・ 平成29年3月29日、公正取引委員会は、JAへの出荷を行わない支部園芸部会員に圧力をかけたとしてJA土佐あきに対して、排除措置命令を発した

8. 裁判の状況

平成29年3月：公正取引委員会が、JA土佐あきに対して、排除措置命令

平成29年5月：JA土佐あきが、命令取り消しを求めて提訴

平成31年3月：東京地裁が、「不当に拘束する条件を付けた取引」として、JA土佐あきの提訴を棄却

平成31年4月：JA土佐あき（合併してJA高知県）が、東京高裁に控訴

令和元年11月：東京高裁が、東京地裁の一審判決を支持し、二審でもJA土佐あき（JA高知県）の控訴を棄却

- ・ この判決に対して、JA高知県は、「極めて遺憾」「慎重に今後の対応を決定する」との見解を発表し、令和元年12月10日に最高裁判所へ上告、最高裁判所は12月18日に受理